

訂正と質問回答

2022年10月21日更新

「ホンジュラス国テグシガルパ市上水道改善事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」

(公示日:2022年10月5日/22a00476)について、質問と回答は以下の通りです。

回答:

通番号	当該頁項目	質問	回答
	P.32 第3章 2. 業務実施上の条件 (4)配付資料/公開資料等 1)配付資料について	JICA より訂正事項 希望者に対し、中南米部中米カリブ課より配布する資料は、調達段階では配布せず、最終受注者にのみ手交します。	(説明書上の記載) (4)配付資料/公開資料等 1)配付資料について <input type="checkbox"/> IRR 算出マニュアル <input type="checkbox"/> コスト積算キット JICA 中南米部中米カリブ課(5rtcc@jica.go.jp)へ連絡し入手してください。 (今次訂正) (4)配付資料/公開資料等 1)配付資料はありません。 受注者に対し、中南米部中米・カリブ課より「IRR算出マニュアル」、「コスト積算キット」をお渡しします。
1	第2章 特記仕様書案 第7条(3)の1) 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件	本項目の後半部「事業対象地域の社会・経済状況」について、第7条(14), (15)で実施する再委託調査の調査項目に加えることを提案することは可能でしょうか。可能な場合は、他の再委託同様別見積での計上でよろしいでしょうか。	第7条(3)の1)に記載する「社会経済状況」(国家政策・計画・予算、社会情勢、産業構造、為替・貿易収支、労働市場と貧困、外国投資と産業振興状況等)と、同(14),(15)で行う環境社会配慮を目的とした調査とは、調べる内容が違い、調べる方に求められる専門性も違うと考えられ

	(3)現地再委託		ることから、一つの再委託調査としてまとめることは想定していません。
2	第2章 特記仕様書案 第7条(3)の7) 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託	本項目の後半部「水道メーターの設置及び検針状況、事業対象地域の所得水準や所得分布等と水道料金の支払意思額及び支払い可能額」について、第7条(4)で実施する再委託調査の調査項目に加えることを提案することは可能でしょうか。可能な場合は、他の再委託同様別見積での計上でよろしいでしょうか。	本提案及び別見積での計上は、自然条件調査及び環境影響評価に直接的な関係がないため不可とさせていただきます。
3	第8条 (1)報告書等	4)ドラフト・ファイナル・レポート、5)ファイナル・レポートともに記載事項:調査結果の全体成果(要約を含む)となっています。 また※「ファイナル・レポートについては調査結果の要約を10ページ程度でとりまとめ、最初の部分に入れる」とあります。 この10ページ程度の要約はファイナル・レポートのみに入れると解釈してよろしいでしょうか。	ドラフトファイナルレポートにもファイナルレポート同様に要約を10ページ程度にまとめたものを入れてください。わかりにくい記載となっております失礼いたしました
4	同上	4)ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの提出形態が和文、英文及び西文の電子データとなっておりますが、業務計画書、インセプション・レポート及びインテリム・レポート同様和文及び西文でよろしいでしょうか。	ドラフト・ファイナル・レポートとファイナル・レポートは、世銀等他の国際機関にも共有することを想定しているため、英文版の作成もお願いいたします。
5	第3章 2.(6)安全管理	先行調査においてはテグシガルパ市内の調査時には警備を付けることが必須であり、AMDC市警察の同行していただいたと承知しています。今回も警察の同行が必要な場合、貴機構からAMDC市警察に協力依頼をしていただけ	本調査における警備は先方負担事項と整理されていることから、テグシガルパ市上水衛生局(UMAPS)経由でAMDC市警察への協力依頼を行います。よって、本邦側で警備費用は負担する必要はなく、警察官への日当等を一般業務

		<p>るという理解でよろしいでしょうか。ご依頼いただける場合、警察官への日当等を一般業務費の安全対策経費に見積もる必要はありますでしょうか。</p>	<p>費の安全対策経費に見積もる必要はございません。</p>
6	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (5) 対象国の便宜供与</p>	<p>便宜供用なしとなっております3(執務スペース), 4(家具), 5(事務機器), 6(Wi-Fi)にしまして、定額でご教示いただくか、別見積で計上させていただけないでしょうか？</p>	<p>必要があれば別見積で計上ください。</p>
<p>以上、10/14 回答分</p>			
7	<p>企画競争説明書 第2章 第8条(1) 1) 業務計画書</p>	<p>業務計画書の部数が「和文及び西文の電子データ提出」となっておりますが、「業務計画書」は契約約款第2条に基づき、「発注者に提出して承諾を得るもの」であるため、他の業務実施契約同様に、和文のみの提出で、西文は不要と理解します。この理解で齟齬がないか、ご教示いただければ幸いです。</p> <p>なお、現地調査開始にあたっての先方政府との協議は、企画競争説明書 第2章 第7条(2)(3)のとおり、インセプション・レポート(和文および西文作成)に基づき行います。</p>	<p>弊機構内には、在外事務所のナショナルスタッフをはじめ和文を理解しない者がいますので、西文の併用作成をお願いします。</p>
<p>以上、10/21 回答分</p>			

以上